

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 条 例

ページ

- 北九州市市税条例の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】

1180

### ◇ 規 則

- 北九州市市税条例施行規則等の一部を改正する規則【財政局税務部税制課】

1181

### ◇ 交 通 局

- 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程【交通局総務経営課】
- 北九州市交通局就業規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】

1182

1203

### ◇ 病 院 局

- 北九州市病院局事務専決規程及び北九州市立病院長以下専決規程の一部を改正する規程【病院局総務課】

1208

### ◇ 市選挙管理委員会

- 北九州市東部農業委員会及び北九州市西部農業委員会の選挙された委員の解任の請求に必要な各選挙区における選挙権を有する者の2分の1の数【市選挙管理委員会事務局選挙課】

1213

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市市税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正に伴い、固定資産税及び都市計画税の固定資産税の課税標準の特例等に関する規定の整備を行うことにしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市市税条例施行規則等の一部を改正する規則

1 地方税法の一部改正に伴い、北九州市市税条例施行規則において引用する同法の条項ずれを改めることにしました。

2 地方税法の一部改正に伴い、北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則における同法の条項ずれを改めることにしました。

この規則は、平成26年4月1日から施行することにしました。

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第31号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）の一部を次のように改正する。

付則第9条の2第2項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改める。

付則第20条中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項若しくは第37項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項若しくは第34項」に改める。

付則第25条第1項中「平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る」を「当分の間、」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に、「法附則第41条第15項」を「法附則第41条第9項」に改め、同項を同条第2項とする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 改正後の北九州市市税条例付則第25条の規定は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 改正後の北九州市市税条例付則第20条の規定は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

北九州市市税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第31号

北九州市市税条例施行規則等の一部を改正する規則

第1条 北九州市市税条例施行規則（昭和39年北九州市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第7号中「附則第41条第15項第1号」を「附則第41条第9項第1号」に改める。

第2条 北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則（平成26年北九州市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第7号の改正規定中「附則第41条第15項第1号」を「附則第41条第9項第1号」に、「附則第41条第14項第1号」を「附則第41条第8項第1号」に改める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北九州市交通局管理規程第5号

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

北九州交通局長 白 杉 優 明

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する  
規程

(北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程(昭和39年北九州市交通局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「第1項及び第2項に規定する」を「職員の」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を削り、同条第3項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 職員を第1項又は第4項の規定により昇給させようとする場合の勤務成績の判定は、管理者が別に定める基準により行わなければならない。

第7条第2項中「その他」を「その他の」に改め、「前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける号給から2号給以上上位の号給まで昇給させ、又はそのいずれをもあわせ行う」を「前3項の規定にかかわらず、管理者が別に定める基準により、昇給させる」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項を次のように改める。

職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

第7条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定により職員(次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(別表第1の企業職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3号給)とすることを標準として決定するものとする。

3 55歳に達した日以後の最初の3月31日後に在職する職員の前項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて決定するものとする。

第14条第1項第1号中「第3号」を「次号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項各号列記以外の部分中「第1号

又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

付則に次の3項を加える。

(55歳を超える職員の給与の特例)

26 当分の間、職員（別表第一の企業職給料表（一）の適用を受ける職員（再任用職員、任期付条例第3条の規定により採用された職員及び任期付条例第4条職員を除く。）のうち、その職務の級が5級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）の次の各号に掲げる各月分の給料月額及び手当の額並びに第27条の規定による期末手当及び第29条の規定による勤勉手当の額については、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、第2条から第4条の3まで、第10条、第13条第2項、第27条及び第29条の規定にかかわらず、それぞれこれらの規定による給与の額（第13条第2項、第27条及び第29条の規定によるそれぞれの手当の額の算定の基礎となる給料月額は、それぞれこの項の規定による減額前の額とする。）から、当該各号に定める額に相当する額をそれぞれ減じた額とする。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額（この項の規定による減額前の額をいう。以下この号及び第3号において同じ。）に100分の1.

5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項及び付則第28項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び付則第28項において「給料月額減額基礎額」という。））

(2) 管理職手当 当該特定職員の管理職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

(3) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、

給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

- (4) 期末手当 それぞれその基準日(第27条第1項に規定する基準日をいう。以下この号において同じ。)現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この号において同じ。)において当該特定職員が受けるべき給料月額(この項の規定による減額前の額をいう。以下この号において同じ。)及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第27条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で職務の段階等に応じて管理者が別に定める割合を乗じて得た額(同項に規定する管理者が別に定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。))にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で管理者が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第1項各号列記以外の部分に規定する管理者が定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で職務の段階等に応じて管理者が別に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で管理者が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第1項各号列記以外の部分に規定する管理者が定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)
- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日(6月1日及び12月1日をいう。以下この号において同じ。)現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この号において同じ。)において当該特定職員が受けるべき給料月額(この項の規定による減額前の額をいう。以下この号において同じ。)及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第29条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規

定する100分の20を超えない範囲内で職務の段階等に応じて管理者が別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する管理者が別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で管理者が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る管理者が別に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で職務の段階等に応じて規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で管理者が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る管理者が別に定める割合を乗じて得た額）

27 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

28 付則第26項の規定により給与が減ぜられる職員についての条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第19条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額（その算定の基礎となる給料月額は、同項の規定による減額前の額とする。）から、給料月額（同項の規定による減額前の額をいう。）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。



## 別表第1 (第2条関係)

## 企業職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	144,300	215,100	249,000	258,200	307,200	346,900
	2	145,400	217,100	251,300	260,600	309,600	349,800
	3	146,500	219,100	253,600	263,000	312,000	352,700
	4	147,600	221,100	255,900	265,400	314,400	355,600
	5	148,800	223,200	258,200	267,800	316,900	358,300
	6	150,100	225,200	260,600	270,200	319,400	361,200
	7	151,400	227,200	263,000	272,600	321,900	364,100
	8	152,700	229,200	265,400	275,000	324,400	367,000
	9	153,800	231,300	267,600	277,500	326,800	369,900
	10	155,500	233,200	270,000	279,900	329,300	372,600
	11	157,200	235,100	272,400	282,300	331,800	375,300
	12	158,900	237,000	274,800	284,700	334,300	378,000
	13	160,700	239,000	277,100	287,100	336,700	380,800
	14	162,500	241,000	279,500	289,600	339,000	383,700
	15	164,300	243,000	281,900	292,100	341,300	386,600
	16	166,100	245,000	284,300	294,600	343,600	389,500
	17	167,800	246,900	286,500	296,900	345,800	392,300
	18	169,700	248,900	288,900	299,400	348,300	395,200
	19	171,600	250,900	291,300	301,900	350,800	398,100
	20	173,500	252,900	293,700	304,400	353,300	401,000
	21	175,300	255,000	296,200	306,700	355,600	403,900
	22	177,200	257,100	298,500	309,100	358,100	406,600
	23	179,100	259,200	300,800	311,500	360,600	409,300
	24	181,000	261,300	303,100	313,900	363,100	412,000
	25	183,000	263,300	305,300	316,300	365,600	414,500
	26	184,900	265,400	307,500	318,700	368,000	417,100
	27	186,800	267,500	309,700	321,100	370,400	419,700
	28	188,700	269,600	311,900	323,500	372,800	422,300
	29	190,700	271,600	313,900	325,700	375,000	424,800
	30	192,600	273,700	316,000	328,100	377,500	427,300
	31	194,500	275,800	318,100	330,500	380,000	429,800
	32	196,400	277,900	320,200	332,900	382,500	432,300
	33	198,400	279,900	322,400	335,200	384,800	434,800
	34	200,300	282,000	324,500	337,400	387,200	437,300
	35	202,200	284,100	326,600	339,600	389,600	439,800
	36	204,100	286,200	328,700	341,800	392,000	442,300
	37	206,100	288,300	330,800	343,900	394,300	444,800
	38	208,100	290,400	332,700	346,300	396,700	447,300
	39	210,100	292,500	334,600	348,700	399,100	449,800
	40	212,100	294,600	336,500	351,100	401,500	452,300
	41	213,900	296,800	338,400	353,300	403,700	454,900
	42	215,900	298,900	340,300	355,600	405,800	457,200
	43	217,900	301,000	342,200	357,900	407,900	459,500

	44	219,900	303,100	344,100	360,200	410,000	461,800
	45	221,700	305,300	345,900	362,500	412,100	463,900
	46	223,700	307,400	347,700	364,800	414,200	465,800
	47	225,700	309,500	349,500	367,100	416,300	467,700
	48	227,700	311,600	351,300	369,400	418,400	469,600
	49	229,500	313,800	353,200	371,500	420,300	471,400
	50	231,400	315,700	354,900	373,500	422,100	473,200
	51	233,300	317,600	356,600	375,500	423,900	475,000
	52	235,200	319,500	358,300	377,500	425,700	476,800
	53	236,900	321,300	359,900	379,500	427,300	478,700
	54	238,600	323,100	361,400	381,400	429,000	480,500
	55	240,300	324,900	362,900	383,300	430,700	482,300
	56	242,000	326,700	364,400	385,200	432,400	484,100
	57	243,600	328,500	366,000	386,900	434,000	486,000
	58	245,300	329,900	367,400	388,600	435,500	487,800
	59	247,000	331,300	368,800	390,300	437,000	489,600
	60	248,700	332,700	370,200	392,000	438,500	491,400
	61	250,300	334,200	371,500	393,500	440,100	493,200
	62	252,000	335,500	372,800	394,800	441,200	494,700
再任 用職 員以 外の 職員	63	253,700	336,800	374,100	396,100	442,300	496,200
	64	255,400	338,100	375,400	397,400	443,400	497,700
	65	257,000	339,500	376,500	398,500	444,400	499,300
	66	258,700	340,800	377,500	399,600	445,400	500,300
	67	260,400	342,100	378,500	400,700	446,400	501,300
	68	262,100	343,400	379,500	401,800	447,400	502,300
	69	263,700	344,600	380,400	402,700	448,400	503,300
	70	265,100	345,900	381,300	403,600	449,400	504,300
	71	266,500	347,200	382,200	404,500	450,400	505,300
	72	267,900	348,500	383,100	405,400	451,400	506,300
	73	269,300	349,900	384,000	406,300	452,400	507,300
	74	270,700	351,200	384,900	407,200	453,400	508,300
	75	272,100	352,500	385,800	408,100	454,400	509,300
	76	273,500	353,800	386,700	409,000	455,400	510,300
	77	274,700	355,000	387,400	409,800	456,200	511,300
	78	276,000	356,000	388,200	410,700	457,200	512,300
	79	277,300	357,000	389,000	411,600	458,200	513,300
	80	278,600	358,000	389,800	412,500	459,200	514,300
	81	279,700	358,800	390,400	413,300	460,000	515,200
	82	280,800	359,700	391,200	414,200	461,000	
	83	281,900	360,600	392,000	415,100	462,000	
	84	283,000	361,500	392,800	416,000	463,000	
	85	284,100	362,400	393,400	416,800	463,800	
	86	285,200	363,200	394,100	417,700	464,800	
	87	286,300	364,000	394,800	418,600	465,800	
	88	287,400	364,800	395,500	419,500	466,800	
	89	288,300	365,700	396,300	420,300	467,600	
	90	288,900	366,500	397,000	421,200	468,600	
	91	289,500	367,300	397,700	422,100	469,600	
	92	290,100	368,100	398,400	423,000	470,600	

93	290,600	368,700	399,000	423,700	471,400	
94	291,200	369,500	399,700	424,600	472,300	
95	291,800	370,300	400,400	425,500	473,200	
96	292,400	371,100	401,100	426,400	474,100	
97	292,900	371,700	401,600	427,100	475,100	
98	293,500	372,400	402,300	427,900	476,000	
99	294,100	373,100	403,000	428,700	476,900	
100	294,700	373,800	403,700	429,500	477,800	
101	295,100	374,600	404,300	430,400	478,700	
102	295,700	375,300	405,000	431,200		
103	296,300	376,000	405,700	432,000		
104	296,900	376,700	406,400	432,800		
105	297,300	377,400	407,000	433,700		
106		378,100	407,700	434,500		
107		378,800	408,400	435,300		
108		379,500	409,100	436,100		
109		380,100	409,700	436,900		
110		380,800	410,400	437,700		
111		381,500	411,100	438,500		
112		382,200	411,800	439,300		
113		382,800	412,400	440,100		
114		383,500	413,100	440,900		
115		384,200	413,800	441,700		
116		384,900	414,500	442,500		
117		385,500	415,100	443,300		
118		386,200				
119		386,900				
120		387,600				
121		388,200				
122		388,900				
123		389,600				
124		390,300				
125		390,800				
126		391,500				
127		392,200				
128		392,900				
129		393,400				
再任用職員	225,400	242,600	274,600	301,200	302,000	343,300

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

## 別表第2 (第2条関係)

## 企業職給料表 (二)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	120,500	153,500	183,200	209,700
	2	121,100	155,000	184,900	211,400
	3	121,800	156,400	186,600	213,100
	4	122,400	157,900	188,300	214,800
	5	123,100	159,100	189,900	216,400
	6	123,900	160,700	191,600	218,100
	7	124,700	162,200	193,300	219,800
	8	125,600	163,700	195,000	221,500
	9	126,500	165,100	196,700	223,100
	10	127,400	166,600	198,300	224,800
	11	128,300	168,100	199,900	226,500
	12	129,200	169,700	201,500	228,200
	13	129,900	171,000	203,100	229,900
	14	130,900	172,500	204,800	231,600
	15	131,900	174,100	206,400	233,300
	16	132,800	175,600	208,000	235,000
	17	133,900	176,900	209,700	236,700
	18	135,100	178,500	211,400	238,500
	19	136,300	180,000	213,100	240,300
	20	137,400	181,500	214,800	242,100
	21	138,400	183,000	216,400	243,700
	22	139,600	184,600	218,100	245,500
	23	140,800	186,200	219,800	247,300
	24	141,900	187,800	221,500	249,100
	25	142,900	189,500	223,100	250,700
	26	144,100	191,300	224,800	252,500
	27	145,300	193,000	226,500	254,200
	28	146,400	194,700	228,200	255,900
	29	147,400	196,200	230,000	257,700
	30	148,900	197,800	231,700	259,500
	31	150,300	199,400	233,400	261,300
	32	151,700	201,100	235,100	263,100
	33	153,000	202,700	236,800	264,700
	34	154,400	204,300	238,600	266,500
	35	155,900	205,900	240,400	268,300
	36	157,300	207,500	242,200	270,100
	37	158,600	209,200	243,800	271,800
	38	160,000	210,900	245,600	273,400
	39	161,500	212,600	247,400	275,000
	40	162,900	214,300	249,200	276,700
	41	164,300	215,900	250,800	278,300
	42	165,700	217,500	252,500	280,100
	43	167,100	219,200	254,300	281,900

	44	168,600	220,800	256,000	283,700
	45	170,000	222,500	257,800	285,400
	46	171,500	224,100	259,500	287,200
	47	172,900	225,700	261,200	289,000
	48	174,300	227,300	262,900	290,800
	49	175,900	228,800	264,500	292,400
	50	177,300	230,200	266,000	294,100
	51	178,700	231,700	267,400	295,800
	52	180,200	233,100	268,800	297,500
	53	181,700	234,600	270,100	299,300
	54	183,200	236,100	271,600	301,100
	55	184,600	237,500	273,200	302,800
	56	186,000	239,000	274,700	304,500
	57	187,600	240,400	276,000	306,300
	58	189,000	241,800	277,500	308,000
	59	190,400	243,300	278,900	309,700
	60	191,900	244,700	280,400	311,400
	61	193,400	246,100	281,900	313,000
	62	194,900	247,400	283,200	314,600
	63	196,300	248,800	284,600	316,300
	64	197,700	250,100	285,900	317,900
	65	199,300	251,500	287,400	319,400
	66	200,600	252,700	288,700	320,900
	67	202,000	254,000	290,100	322,500
	68	203,300	255,200	291,400	324,000
再任	69	204,700	256,400	292,600	325,500
用職	70	206,000	257,600	293,900	327,100
員以	71	207,400	258,800	295,300	328,600
外の	72	208,700	259,900	296,600	330,100
職員	73	210,100	261,000	297,800	331,700
	74	211,400	262,200	299,100	333,100
	75	212,800	263,300	300,300	334,500
	76	214,100	264,500	301,600	336,000
	77	215,300	265,500	302,900	337,200
	78	216,500	266,700	304,000	338,600
	79	217,800	267,800	305,200	339,900
	80	219,100	269,000	306,400	341,300
	81	220,200	270,300	307,600	342,500
	82	221,500	271,400	308,800	343,800
	83	222,800	272,400	310,000	345,200
	84	224,000	273,500	311,100	346,500
	85	225,300	274,600	312,200	347,700
	86	226,500	275,600	313,400	348,900
	87	227,800	276,600	314,600	350,200
	88	229,100	277,600	315,700	351,500
	89	230,300	278,500	316,800	352,800
	90	231,400	279,300	318,000	353,900
	91	232,500	280,100	319,100	355,000
	92	233,600	280,900	320,300	356,000

93	234,600	281,700	321,300	357,200
94	235,700	282,400	322,400	358,200
95	236,800	283,100	323,500	359,200
96	237,900	283,900	324,500	360,200
97	239,000	284,700	325,600	361,100
98	239,900	285,300	326,700	362,100
99	240,900	285,900	327,800	363,100
100	241,900	286,600	328,900	364,100
101	242,700	287,200	329,900	364,900
102	243,600	287,800	330,800	365,900
103	244,500	288,500	331,800	366,800
104	245,400	289,100	332,800	367,800
105	246,200	289,600	333,900	368,600
106	247,000	290,300	334,900	369,500
107	247,700	290,900	335,900	370,400
108	248,400	291,500	336,900	371,300
109	249,100	292,100	337,800	372,200
110	249,800	292,500	338,700	373,100
111	250,400	293,000	339,600	374,000
112	251,000	293,400	340,500	374,900
113	251,500	293,900	341,500	375,800
114	252,000	294,400	342,400	376,700
115	252,500	294,800	343,300	377,600
116	253,100	295,300	344,200	378,500
117	253,600	295,700	345,000	379,400
118	254,200	296,200	345,900	380,300
119	254,700	296,600	346,800	381,200
120	255,200	297,100	347,700	382,100
121	255,600	297,500	348,500	382,800
122	256,100	298,000	349,400	383,600
123	256,700	298,400	350,300	384,400
124	257,200	298,900	351,200	385,200
125	257,600	299,300	351,900	386,100
126	258,000	299,600	352,700	
127	258,500	300,000	353,500	
128	258,900	300,300	354,300	
129	259,500	300,800	355,200	
130	259,800	301,200		
131	260,200	301,700		
132	260,600	302,100		
133	260,700	302,400		
134		302,800		
135		303,100		
136		303,500		
137		303,800		
138		304,100		
139		304,500		
140		304,800		
141		305,100		

再任用職員		222,600	224,600	230,900	263,100
-------	--	---------	---------	---------	---------

備考

- 1 この表は、旅客自動車運転者、旅客自動車整備士その他別に管理者が定める職員に適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第4中

1級6号給
1級4号給
1級1号給

を

1級23号給
1級13号給
1級3号給

に、


1級8号給
1級8号給

を

1級31号給
1級31号給

に改め、同表の備考中「3）」の次

に「に4を乗じて得た数」を加える。

(北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成18年北九州市交通局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

付則第10項各号列記以外の部分中「受ける給料月額」の次に「(北九州市交通局企業職員の給与に関する規程付則第26項の規定により給与が減ぜられる職員(以下この項において「減額対象職員」という。))にあつては、同項の規定による減額前の額をいう。)」を、「相当する額」の次に「(減額対象職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 平成26年4月1日(以下この項、次項及び第4項において「切替日」という。)の前日において北九州市交通局企業職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日において、その者が属していた職務の級、その者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(管理者の定める職員にあつては、管理者の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて付則別表に定める号給とする。



3 切替日の前日が、55歳に達した日以後である職員で、切替日以後において在職するもの（管理者が定める職員を除く。）に係る前項の規定の適用については、付則別表の経過期間欄中「3月未満」とあるのは「6月未満」と、「3月以上6月未満」とあるのは「6月以上12月未満」と、「6月以上9月未満」とあるのは「12月以上18月未満」と、「9月以上12月未満」とあるのは「18月以上24月未満」と、「12月以上」とあるのは「24月以上」とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

5 前3項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の給与規程に従って定められたものでなければならない。

（昇給制度に関する経過措置）

6 施行日から平成27年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の北九州市交通局企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）第7条第2項に規定する企業職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものに係る改正後の給与規程第7条第1項に規定する昇給については、改正後の給与規程第7条第2項中「3号給」とあるのは「4号給」とする。

7 施行日から平成27年3月31日までの間は、改正後の給与規程第7条第3項に規定する55歳に達した日以後の最初の3月31日後に在職する職員を改正後の給与規程第7条第1項の規定により昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、改正後の給与規程第7条第3項の規定にかかわらず、改正後の給与規程第7条第1項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を2号給とすることを標準として決定するものとする。

8 付則第3項の規定の適用を受ける職員については、施行日前において、改正前の給与規程第7条第1項に規定する55歳に達した日以後の最初の3月31日後に在職する職員に該当するものとして、現に受けていた号給を受けるに至った時から24月を下らない期間を良好な成績で勤務したときに1号

給上位の号給に昇給させた職員との権衡上必要と認められる範囲において、別に管理者が定めるところにより、昇給させることができるものとする。

(住居手当に関する経過措置)

- 9 施行日から平成29年3月31日までの間は、施行日の前日において改正前の給与規程第14条第1項第2号に掲げる職員に該当して住居手当の支給を受けていた職員その他これに準ずる職員で、施行日以後も引き続き自ら所有する住宅又はこれに準ずる住宅に居住し、その住宅に係る費用を負担する世帯主であるものに係る住居手当については、改正前の給与規程第14条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第2項第2号中「8,500円」とあるのは、施行日から平成27年3月31日までの間においては「6,500円」と、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「4,500円」と、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間は「2,500円」とする。

(平成26年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 10 平成26年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与規程付則第26項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「北九州市交通局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程(平成26年北九州市交通局管理規程第5号)の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(委任)

- 11 第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。